

からだ元気教室（通所型サービスC）について

からだ元気教室は、心身機能の低下を感じ始めた高齢者に対して短期集中プログラムを提供することで、心身機能とセルフマネジメント能力の改善を図り、本人の“やりたいこと”を実現する、総合事業の通所型サービスです。

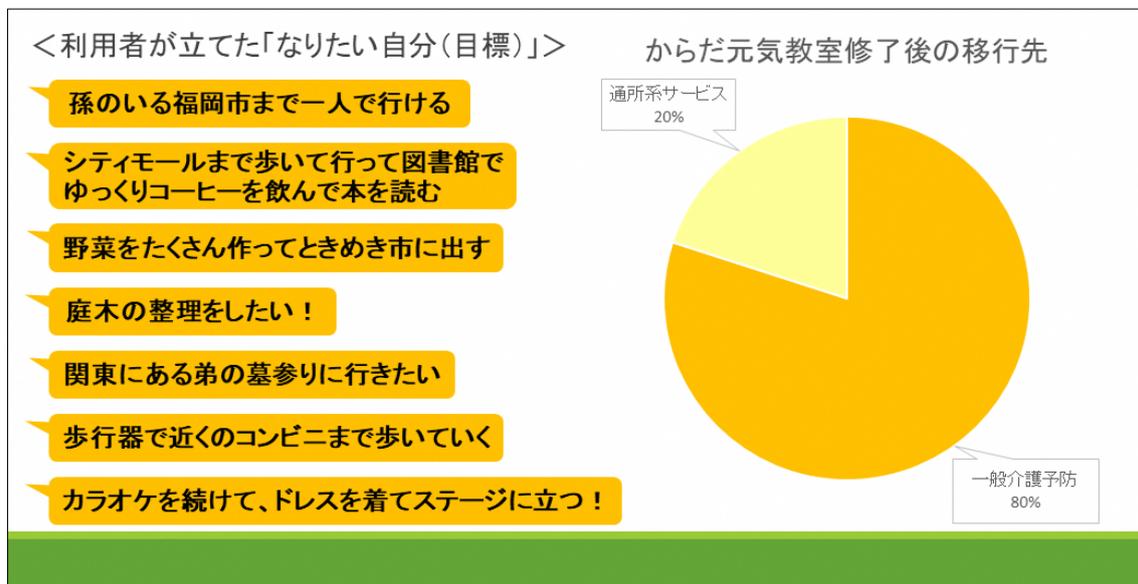
担当ケアマネジャー、からだ元気教室受託事業者（リハビリ専門職、歯科衛生士、管理栄養士等の専門職）、生活支援コーディネーター等の関係者が協力し合いながら、本人の目標達成をサポートします。

1 令和5年度の実績と課題

令和5年度から、からだ元気教室は内容をリニューアルして実施してきました。

その結果、からだ元気教室の利用者のうち約8割が「改善」し、教室修了後も介護保険サービスを利用せずに、地域の体操教室や趣味活動の講座に通ったり、自宅で定期的な運動を続けたりしながら元気に過ごすことができます。

一方で、からだ元気教室の利用による改善が見込める状態にもかかわらず、初めからデイケアやデイサービスを利用し、からだ元気教室の効果を受けられていない高齢者が多い現状があります。



2 令和6年度の方針

上記の成果を踏まえ、通所系サービスを希望する場合は、原則としてからだ元気教室から利用することとし、教室修了後に利用者に最適なサービス（地域の通いの場等）を選択できるようにします。

3 からだ元気教室の対象者

事業対象者、若しくは要支援1又は2の認定を受けた人で、以下のすべての条件に当てはまる人

- ① 65歳以上85歳未満の荒尾市民
- ② からだ元気教室を利用することで心身機能の向上が見込まれる人

「②からだ元気教室を利用することで心身機能の向上が見込まれる人」に当てはまらない人（＝対象外）とは、以下の状態の人のことです。

- × 進行性の疾患（パーキンソン病ヤールⅢ以上程度の心身状態）の人
- × 心疾患やCOPDのコントロール不良者
（＝医師から運動制限の指示がでている人）
- × 認知症高齢者の日常生活自立度が主治医意見書でⅡa以上、又は長谷川式簡易知能評価スケールやMMSEの点数が19点以下の人
- × 排便・排尿コントロール不良者
（＝衣類の着替えを要するほどの失禁がある人）
- × 歩行補助具（杖や歩行器等）を使っても自力歩行が5m程度未満の人
- × がん末期の人や、がん治療の副作用等によって体調が不安定な人

4 留意点

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャー向け

- 本人・家族から通所系サービスの希望があった場合、原則としてからだ元気教室の利用を検討する。
- からだ元気教室の対象外となるのは、「3 からだ元気教室の対象者」に書かれている6つの状態像の人のみです。診断名だけでなく、状態像まで確認して対象外かどうか判断すること。
- 6つの状態像以外で、担当ケアマネジャーが「対象外ではないか」と考えたケースについては、からだ元気教室の体験等でリハビリ専門職の評価を経て個別に判断すること。
- 対象外の要件に該当したケースで、通所型緩和型サービス等を利用する場合は、必ずケアプランの「地域包括支援センターの意見」の欄に対象外と判断した理由を記載すること。また、“要介護”から“事業対象者”や“要支援”になった人からだ元気教室を提案して利用に至らなかった場合も、その旨記載すること。

理由をケアプランに明記できない場合（病名等が本人の目に触れては困る等）は、サービス担当者会議の要点に記載すること。

- 総合事業の運用方法の検討材料とするため、本市へ定期的に当該ケアプランの提出をすること。
- からだ元気教室の様子を知るために、利用者を担当していなくても積極的に見学に行くこと。

ゆめタウンシティモール2階のシティホールが会場ですが、都合により別会場で行っていることがあります。見学の際は、事前にからだ元気教室受託事業者に確認をとってください。

からだ元気教室受託事業者向け

- 3か月の期間で本人の生活能力の改善につながる効果的なプログラムを提供するとともに、からだ元気教室修了後の活動性の向上につながるセルフケアの支援を行うこと。
- 修了後の活動に関して、幅広い情報提供ができるよう市や社会福祉協議会、生活支援コーディネーター等と連携すること。

5 その他

からだ元気教室の対象者や実施の方向性については、サービス利用実績や介護予防ケアマネジメントが適切に行われているかを評価しながら、今後も継続的に見直しをしていきます。